

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 大立光電の著作権侵害事件が拡大、独 MVTec 社が海外で 8 億余新台幣ドルの賠償を請求
- 02 台湾における特許出願・意匠登録出願の実体審査延期申請制度の改正について
- 03 知的財産局がスタートアップ企業のための特許早期審査制度を拡充し、特許の迅速な取得に協力
- 04 MIRDC が Anduril と提携覚書を締結、無人機の重要技術に関する台米間提携を深化
- 05 2026 年 IMD 世界競争力ランキング、台湾は過去最高の世界 4 位に躍進

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 商標権
二社には業務提携関係があるが、相手方によるその著名商標の使用に商標権者が黙示的に同意したことを意味するものではない。

今月のトピックス

J260608X3

J260608Y3

01 大立光電の著作権侵害事件が拡大、独 MVTec 社が海外で 8 億余新台幣ドルの賠償を請求

大立光電股份有限公司（Largan Precision Co.,Ltd.、以下「Largan」）が違法に独 MVTec 社の画像処理ソフト「HALCON」を使用したとされる事件は法廷での争いがさらに激化し、争いの場がドイツにまで拡大した。MVTec 社の 2026 年 6 月 8 日付声明によると、同社はすでに独ミュンヘン第一地方裁判所に 2200 万ユーロ（8 億余新台幣ドルに相当）に上る賠償請求を Largan に求める民事訴訟を提起し、2026 年 4 月には訴状が Largan に送達されたという。

本件は Largan が MVTec 社の「HALCON」ソフトを購入した後、暗号を解読して大量に複製して使用したとして MVTec 社から訴えられたことから始まった。台中地方検察署は捜査した結果、著作権違反等の状況があると認定し、2024 年 4 月に Largan と関わった従業員を起訴した。その後、MVTec 社は Largan に合法的な使用許諾の証明を提出するよう要求したが、Largan は完全な証明を提出できなかっただけでなく、知的財産及び商事裁判所に対して、仮の地位を定める処分を申し立てて、判決が確定するまでは MVTec 社が Largan によるソフトウェアの使用を妨げたり、証明の提出を要求したりしないように求めた。

知的財産及び商事裁判所は 2025 年 4 月と同年 9 月に Largan の申立てを棄却しており、Largan が「HALCON」をインストールした時に、完全なライセンス契約の画面が現れ、（ユーザーである）Largan が同意をクリックしなければインストールを続けることができなかったはずであり、Largan はすでにインストールして使用しているので、今になって契約に拘束されないと主張することには疑義がある、との決定を下した。裁判所はさらに、Largan が開発版ソフトウェア（ノードロックライセンス）を 9 セットしか購入していないのに、大量のインストールを行ったとして訴えられており、Largan とその従業員が起訴されている状況において、MVTec 社には著作権者として、Largan に合法的な使用の証明を提出するよう要求する権利があると認めた。

MVTec は以下のように述べている。台中地方検察局の起訴から現在まで 2 年以上が経っており、審理を担当する台中地方裁判所は 2024 年 5 月 31 日に準備手続を一回行っただけで、実質的な審理の進展はない。また同社は権利侵害の詳細を理解するため、2024 年から幾度にもわたって弁護士を通じて裁判所に調書の閲覧を申請してきたが、いまだに明確な受理・不受理の通知を受けおらず、納得できる説明も受けていない。自らの権益を守るため、同社はドイツで賠償請求の民事訴訟を提起し、その訴状は台湾の外交機関の協力を得て、2026 年 4 月に Largan に送達されている。（2026 年 6 月）

02 台湾における特許出願・意匠登録出願の実体審査延期申請制度の改正について

台湾において、特許出願および意匠登録出願に係る実体審査延期申請制度が改正され、実体審査の延期可能な期間が、特許出願については（出願日から）3年が5年に、意匠登録出願については（出願日から）1年が2年にそれぞれ延長されることとなった。新規定の施行日は**2026年1月1日**で、その概要は以下のとおり。

一、特許出願

特許出願について実体審査が請求されており、かつ次のいずれかに該当する場合は、実体審査の延期を申請することができる。ただし、申請は**1回に限られる**。

1. 出願が初審段階にあり、第1回拒絶理由通知書が送達される前であること。
2. 出願が再審査段階にあり、第1回拒絶理由通知書が送達される前であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、実体審査の延期を申請することはできない。

1. 第三者により実体審査が請求されている場合
2. 優先審査、加速審査（早期審査）または特許審査ハイウェイ（PPH）をすでに申請している場合
3. 出願日から5年を経過している場合

二、意匠登録出願

意匠登録出願について、次のいずれかに該当する場合は、実体審査の延期を申請することができる。ただし、申請は**1回に限られる**。

1. 出願が初審段階にあり、第1回の拒絶理由通知書が送達される前であること。
2. 出願が再審査段階にあり、第1回拒絶理由通知書が送達される前であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、実体審査の延期を申請することはできない。

1. 加速審査（早期審査）をすでに申請している場合
2. 出願日から2年を経過している場合

三、申請手続

実体審査の延期を申請する場合は、申請書を提出し、次の事項を記載する必要がある。

1. 出願番号
2. 出願人の氏名または名称
3. 代理人に委任している場合は、その代理人の氏名
4. 実体審査の再開日（年月日）

なお、前項 4. の実体審査の再開日は、特許出願については出願日から 5 年以内、意匠登録出願については出願日から 2 年以内の日付でなければならない。

四、申請の取下げおよび再開日の変更

出願人は、実体審査延期の申請を取り下げることができる。ただし、申請を取り下げた後は、再び実体審査の延期を申請することはできない。

実体審査延期の申請後に、実体審査の再開日を変更することができる。ただし、変更後の再開日は、前記三. 第 2 項の規定（特許は出願日から 5 年以内、意匠は出願日から 2 年以内）を満たす必要がある。

五、実体審査の再開

指定した実体審査の再開日が到来した時点で、当該出願はその年度の出願案件の審査の待ち順に組み込まれ、その順序に従って審査される。

六、知的財産局による審査延期申請の不受理について

知的財産局は、実体審査の延期が公益または第三者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、その申請を受理しないことができる。また、受理後であっても、実体審査延期の手続を終了させることができる。

七、公開への影響

実体審査の延期を申請した特許出願であっても、公開期日には影響しない。その早期公開の作業については、従来の手続に従って行われる。(2025 年 12 月)

J260616Y1

03 知的財産局がスタートアップ企業のための特許早期審査制度を拡充し、特許の迅速な取得に協力

経済部知的財産局は 2026 年 6 月 16 日、スタートアップ企業が迅速に特許による保護を取得し、技術に対する保護を強化して、資金調達力を高めるのに協力するため、スタートアップ企業のための特許早期審査制度をさらに拡充し、「スタートアップ企業の産業競争力強化と特許戦略展開の迅速化で、知的財産局があなたをサポート」シリーズの関連措置を打ち出すと発表した。

知的財産局によると、政府はすでに中小企業技術革新研究プログラム (Small Business Innovation Research, SBIR)、スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査、及びアジアのシリコンバレー計画 (ASVDA) 等の政策を通じて、包括的なスタートアップ支援システムを構築しており、その中で知的財産局はスタートアップ企業が技術の特許という資産に転換し、権利侵害のリスクを低減できるよう協力するため、スタートアップ企業に対する一連の特許早期取得に関わる措置を打ち出しているという。同局は「スタートアップ企業の特許戦略展開のための 3 つの重要な戦略兵器」を構築している。:

一、スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査パイロットプログラム: 同プログラムは 2025 年から適用対象が拡大され、「2 年以内に国家レベルのスタートアップ関連の賞を受賞した(イノベーション研究開発力を有する)

企業」及び「知的財産局が政府科学技術発展計画により委託した執行部門の指導を受けた企業」という2つの対象が追加された。最大の特色は、審査官が積極的に面接して、補正の示唆を示すという点にある。2025年度の平均最終処分期間はわずか65.8日で、特許査定率は93%以上に達している。知的財産局によると、同プログラムのスタートアップ企業に対する支援は相当な規模に達しており、指導を受けた企業は97社に上っている。

二、特許出願早期審査プログラム（AEP）：対応外国出願がすでに特許査定を受けているもの、商業上の実施に必要である発明、グリーンテクノロジーに関連の発明等の事由があるものに適用され、平均2ヵ月前後で審査意見を得ることができ、スタートアップが国際市場やESGのビジネスチャンスを掴むのに役立っている。

三、特許審査ハイウェイプログラム（PPH）とPPH協定利用に対するサポート審査作業プログラム（TW-SUPA）：米国、日本、韓国等の8か国と協力して、スタートアップ企業が台湾で特許を取得して、迅速に世界の主要市場へと進出できるようにしている。

知的財産局は、強大な特許戦略展開によってすでに実質的な資金調達力に転換されていると指摘している。最新統計によると、早期審査プログラムを利用したスタートアップ企業たちはすでに投資案件が39件に上り、調達した資金の総額は2.98億米ドル（約90億新台幣ドル相当）に達しており、（スタートアップ企業の投資ラウンドは）シードとシリーズAが主であり、「特許力、即ち資金調達力」ということを十分に示している。

また、スタートアップ企業が精確に特許戦略を展開できるように、知的財産局はAI、ネットゼロ、半導体、エイジテック（AgeTech）等の国家戦略の分野について、特許動向レポート、事例集、標準必須特許に関する情報プラットフォーム等の技術情報サポートを提供している。知的財産局はさらに「スタートアップ企業のための特許早期審査プログラム」を打ち出して、事前検索、知財相談から投資マッチングまでトータルな指導を提供し、スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査プログラムに直接的につなげることができるようにしている。無料の事前検索を通じて出願のリスクを低減して、スタートアップ企業が特許を取得する前に潜在的な投資者に接触できるようにする。

知的財産局は、スタートアップ企業にとっての革新プロモーターとしての役割を担い、台湾の技術を世界の競争において優位性を有するものに転換することに協力し続け、スタートアップ企業が特許戦略の展開を加速して、国際市場において先に機運をつかむために様々なリソースを活用することを歓迎している。（2026年6月）

J260603Y5

J260603Z5

04 MIRDC が Anduril と提携覚書を締結、無人機の重要技術に関する台米間提携を深化

経済部は2026年6月3日に台米間の無人機に関する提携覚書調印式を行い、金属工業研究发展中心（Metal Industries Research & Development Centre：MIRDC）と米防衛テック企業 Anduril が調印した。今後、双方は無人機の重要技術を核心として、AI自律システム、無人機の製造、サプライチェ

ーンの現地化及び非中国サプライチェーンの構築等の方面に焦点を当てて、一歩進んだ提携を展開していく。

台湾は ICT、精密機械、金属加工、電子部品及びシステム統合等について整備された産業基盤があり、經濟部産業發展署（IDA）は近年、台湾の無人機産業を国際市場につなげるよう推進し続けてきた。現在はずでに十数社の国内企業が Anduril から無人機の機体構造、搭載設備、動力システム等の分野における試作や量産の注文を獲得するのに成功している。

今後双方は無人機の重要技術開発、AI 応用技術、製造工程の最適化、サプライチェーンの統合及び生産の現地化等について提携を進めていく。これは国内企業が国際市場における無人機及び自律システムの需要に対応するのに役立つものとみられる。また、MIRDC を通じて技術向上、品質検証、製造最適化、産業のマッチングを推進するのに協力し、台湾無人機産業の国際協力の能力とグローバルサプライチェーンにおける競争力を強化していく。（2026 年 6 月）

J260618Z5

J260618Z8

05 2026 年 IMD 世界競争力ランキング、台湾は過去最高の世界 4 位に躍進

スイスローザンヌに拠点を置く国際経営開発研究所（International Institute for Management Development, IMD）が 2026 年 6 月 18 日に発表した「2026 年 IMD 世界競争力ブックレット（IMD World Competitiveness Booklet 2026）」によると、評価対象である 70 国・地域において台湾は 4 位を占め、順位は 2025 年から 2 ランクアップし、1997 年に評価され始めて以来、最高最高となった。人口 2000 万人を超える経済体だけをみると、6 年連続で 1 位を占めており、世界経済貿易環境の先行きが不透明である中で、台湾はなお優れた経済レジリエンスと国際競争力を備えている。

IMD 世界競争力ランキングには「経済パフォーマンス（Economic Performance）」、「政府の効率性（Government Efficiency）」、「ビジネスの効率性（Business Efficiency）」及び「インフラ（Infrastructure）」という 4 つの因子（Factor）が含まれ、それらは各国経済の体質、統治能力、企業経営の環境及び長期発展の条件などを評価するための重要な国際的指標である。4 つの因子の中で、台湾の「経済のパフォーマンス」は 2025 年から 5 ランク上昇して、総合順位を押し上げる原動力となった。「政府の効率性」は 2 ランク上昇の 6 位となり、「ビジネスの効率性」は 4 位を維持し、「インフラ」も 10 位を維持した。台湾は 30 の評価項目で世界のトップ 3 にランキングされており、台湾の科学技術 R&D、産業競争力、企業ガバナンス、人材の素質などの方面で長期的な優位性を有することを十分に反映している。

一、経済パフォーマンス：前年の 10 位から 5 位に上昇

「国内経済（Domestic Economy）」、「国際貿易（International Trade）」及び「雇用（Employment）」等のサブ因子（Sub-factor）のランキングにおいて台湾は前年から大きく順位を上げており、「国内経済」は 4 位から 2 位へ、「国際貿易」は 30 位から 13 位へ、「雇用」は 37 位から 18 位へとそれぞれ上昇している。さらに評価の細項目である指標（Criteria）をみると、「商品輸出成長率（Exports of goods-growth）」、「1 人当たり実質 GDP 成長率（Real GDP growth per capita）」はいずれも 2 位、「総固定資本形成の対 GDP 比（Gross fixed capital

formation (%))」も 6 位となった。「経済レジリエンス (Resilience of the economy)」は 4 位、「経常収支の対 GDP 比 (Current Account Balance(%))」は 2 位となった。

二、政府の効率性：前年の 8 位から 6 位に上昇

台湾の順位をサブ因子別にみると、「公的財政 (Public Finance)」が 7 位、「税制 (Tax Policy)」が 8 位、「制度的枠組 (Institutional Framework)」が 9 位でいずれも世界のトップ 10 に入った。「事業法制 (Business Legislation)」と「社会的枠組 (Societal Framework)」の順位も上昇し続けている。さらに指標別をみると、「自由選挙による政権選出 (Freely Elected Government)」が 1 位を占め、「資本市場での資金調達のしやすさ (Capital markets)」と「資金調達のコスト (Cost of capital)」はトップ 3 に入っている。「政府債務の対 GDP 比 (Total general government debt)」、「脱税に対する対処 (Tax evasion)」及び「輸入関税率 (Tariff barriers)」等もトップ 10 に入った。

三、ビジネスの効率性：前年と同じ 4 位

サブ因子別にみると、「経済慣行 (Management Practices)」は 2 位、「生産性と効率性 (Productivity & Efficiency)」は 4 位となり、「金融 (Finance)」と「姿勢と価値観 (Attitudes & Values)」はいずれも 10 位を維持した。指標別にみると、「経営者の起業家精神 (Entrepreneurship)」、「専門経営者の社会的信頼 (Credibility of managers)」、「企業の商機と脅威への対応の迅速さ (Opportunities and threats)」及び「グローバル化に対する社会の前向きな姿勢 (Attitudes toward globalization)」は 1 位、「企業の俊敏性 (Agility of companies)」と「一般市民の AI に対する信頼 (Citizen trust in AI)」等もトップ 3 に入っている。

四、インフラ：前年と同じ 10 位

サブ因子別にみると、「科学インフラ (Scientific Infrastructure)」は 4 位、「教育 (Education)」は 8 位、「技術インフラ (Technological Infrastructure)」は 10 位となり、とくに「健康と環境 (Health and Environment)」は 25 位から 18 位へと大きく上昇した。指標別にみると、「研究開発総支出額の対 GDP 比 (Total expenditure on R & D)」、「企業の研究開発経費支出額の対 GDP 比 (Business expenditure on R & D)」、「千人当たりの研究開発者数 (Total R&D personnel per capita)」、「ハイテク商品の輸出比率 (High-tech exports)」及び「ミディアムテク/ハイテクが製造業の付加価値全体に占める割合 (Medium-and high-tech value added)」はいずれもトップ 3 に入った。教育と生活の質については「高等教育修了率 (25-35 歳) (Higher education achievement)」、「医療インフラ (Health infrastructure)」及び「教育評価 (PISA-科学・数学・読解/15 歳対象) (Students who are not low achievers - PISA)」がいずれもトップ 5 に入っている。(2026 年 6 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 商標権

■ 判決分類：商標権

I 二社には業務提携関係があるが、相手方によるその著名商標の使用に商標権者が黙示的に同意したことを意味するものではない。

II 判決内容要約

知的財産及び商事裁判所民事判決

【裁判番号】 113 年度民商上字第 11 号

【裁判期日】 2025 年 05 月 28 日

【裁判事由】 商標権侵害における財産権争議等

上訴人 台湾万事達金流股份有限公司

兼法定代理人 胡世均

被上訴人 MASTERCARD INTERNATIONAL INCORPORATED

(米国企業・万事達卡国際股份有限公司)

前記当事者間の商標権侵害に関わる財産権争議等の事件について、上訴人が 2024 年 3 月 29 日当裁判所 112 年度民商訴字第 25 号第一審判決を不服として上訴した。2025 年 4 月 16 日に当裁判所における口頭弁論が終結したので、以下のとおり判決する。

主文

一、上訴を棄却する。

二、第二審訴訟費用は上訴人が連帯負担する。

一 事実要約

被上訴人の主張は次のとおりである。被上訴人は係争商標の商標権者である。上訴人である台湾万事達金流股份有限公司（以下「上訴人会社」という）は同意または許諾を得ずに「万事達」文字を自社名称の主要部分として使用し、係争商標を使用して関連する決済、クレジットカード取引サービスに従事したことは、原審判決（以下省略）添付図面 7～12 のとおりであり、これにより関連消費者に誤認混同を生じさせ、係争商標の識別性及び信用を毀損し、被上訴人の商標権を侵害した。一方、上訴人は、被上訴人が遅くとも 2015 年頃には上訴人が係争会社名を使用して第三者決済業務を運営していることを知っていたにもかかわらず、何ら反対の意思を示さず、現在に至るまで上訴人との提携を継続していることから、被上訴人が上訴人の「万事達」商標及び係争会社名の使用を黙示的に同意していたと推知できると主張した。

二 双方当事者の請求内容

(一) 上訴人上訴の請求

原判決における上訴人に不利な部分を破棄する。上記破棄の部分について、被上訴人の第一審の上訴及び仮執行の請求をすべて棄却する。もし、不利な判決が下された場合、上訴人は担保を供託して、仮執行免除の宣告を請求する。

(二) 被上訴人の答弁

上訴人の上訴を棄却する。

三 判決理由要約

- (一) 1.係争商標 1、2 と上訴人会社の前記の使用図案を比較すると、両者いずれも目を引き、識別及び呼称に用いる主要識別部分である「万事達」があり、「卡」「台湾」「金流」の記載、及び三角柱図案及び線條等のデザインの有無のわずかな差異があるのみで、全体的な外観、発音及び観念において類似しており、通常の知識と経験を有する消費者が通常の注意をもって、異なる時間、場所で全体を分離して観察したり、または実際の取引において呼称する際、区別が困難であり、類似商標に該当すると認められ、且つその類似度も低くない。2.係争商標 3 の外国語「MASTERCARD」と上訴人会社が前記の商標において使用している主要識別部分である、即ち中国語「万事達」を比較すると、中国語と英語の違いはあるものの、「MASTERCARD」は著名商標であり、その中国語訳は「万事達」、「万事達卡」と同一であり、関連消費者が取引時につなげて呼称する際、「万事達」は外国語「MASTERCARD」の中国語訳であると考えうるうえ、両者の観念も極めて類似しているため、類似度が低くない商標に該当する。
- (二) 係争商標はそれぞれ付図 1～3 の第 3 類及び第 36 類各種銀行サービス、クレジットカード業務又は金融サービスに使用指定され、上訴人会社が使用する「台湾万事達」、「台湾万事達金流」及び付図 4～6 の文字及び図案をキャッシュフローサービスに使用するものと比較すると、いずれも金融に関連し、消費者が金融取引を円滑に行うニーズを満たすものであり、両サービスの性質、目的及び消費者のニーズを満たす点において共通点または関連性があり、一般社会通念及び市場取引状況に基づき、高度に類似するサービスに該当する。
- (三) 係争商標の中国語「万事達」、外国語「MASTERCARD」及び全体図案はいずれも指定使用付図 1～3 のサービスと直接関連せず、消費者はこれを出所の指示識別の標識と見なしであり、且つ被上訴人による長期かつ広範な使用により著名商標となっているので、高い識別性を有するため、第三者が少しでも便乗すれば消費者の誤認混同を招く可能性がある。
- (四) 係争商標と上訴人会社の前記の使用図案との類似程度は低くなく、前記の指定サービスと高度に類似しており、且つ係争商標には相当な識別性がある等の要素を総合的に判断すると、関連消費者が両商標のサービスが同一の出所、または異なる出所であっても関連性のある出所から提供されていると誤認する恐れがある。または両商標の使用者の間に関連企業、ライセンス関係、フランチャイズ関係、その他の類似関係があると誤認混同する恐れがあるので、上訴人会社が金融サービス行為において「万事達」を使用することは、商標法第 68 条第 3 号に定める商標権侵害を構成する。

上訴人は、遅くとも 2015 年 2 月には被上訴人が係争会社名を使用して第三者決済業務を運営していることを知っていたにもかかわらず、反対の意思も一切示さず、上訴人との提携を継続してきたことから、被上訴人が上訴人の「万事達」商標及び係争会社名の使用に黙示的に同意していたと推知できると抗弁した。しかし「知悉」は「同意」と同義ではなく、業務上の提携関係と「万事達」商標及び係争会社名の使用同意とは別のことであり、上訴人も被上訴人が「万事達」商標及び係争会社名の使用に同意したことを挙証していないので、

単に双方に業務提携関係があったことのみをもって、被上訴人が「万事達」商標及び係争会社名の使用に黙示的に同意していたと推認することは困難である。

以上をまとめると、被上訴人による、商標法第 69 条第 1 項及び第 2 項に基づく、原審判決主文第 1 項及び第 2 項のとおり判決の請求、並びに商標法第 69 条第 3 項及び会社法第 23 条第 2 項に基づく、原審判決主文第 3 項のとおり判決の請求にはいずれも理由があり、これを認容すべきである。従って、原審が上訴人のこの部分について敗訴の判決を下したことは、不合理ではない。上訴の主張が原判決のこの部分を不当であると指摘し、破棄のうえ改めて判決を下すように求めたことには理由がなく、上訴を棄却すべきである。

本件の証拠はすでに明確であり、双方のその他の主張及び攻撃防御方法についても、本裁判所で審理した結果、判決結果に影響しないと認めたので、逐一論述はしない。

以上をまとめて結論を述べると、本件上訴人の上訴には理由がない。改正前の知的財産案件審理法第 1 条、民事訴訟法第 449 条第 1 項、第 85 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり判決する。

2025 年 5 月 28 日
知的財産裁判所第一法廷
審判長裁判官 汪漢卿
裁判官 蔡惠如
裁判官 陳端宜

台灣國際專利法律事務所
TIPLO Attorneys-at-Law/
Taiwan International Patent & Law Office

台灣 10409 台北市南京東路二段 125 号
偉成大樓 7 階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿 2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二 506 号

